

## さいたま市路上喫煙禁止区域拡大 啓発ツール作成業務実施要綱

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務企画提案実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 環境推進係
所在地	さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 (さいたま市役所 7 階)
TEL	0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 3 7 (直通)
メールアドレス	shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

## 1 目的

さいたま市路上喫煙禁止区域拡大ツール作成に係る業務の受託者を企画提案方式により選定することとし、当該選定に係る手続き等については、本実施要綱で定めるものとします。

## 2 業務概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 件名      | さいたま市路上喫煙禁止区域拡大ツール作成業務                                     |
| (2) 業務内容    | 「さいたま市路上喫煙禁止区域拡大ツール作成業務 企画提案仕様書」(以下、「企画提案仕様書」という。)のとおりに従う。 |
| (3) 履行期間    | 契約締結日から令和2年3月31日まで   |
| (4) 業務予定限度額 | 8,250,660円(消費税及び地方消費税10%を含む)を限度とする。                        |

## 3 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、企画提案仕様書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

## 4 参加資格

本件に参加(企画提案書の提出)を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 令和元年7月19日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「イベント・催事」及び「製作等」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 令和元年7月19日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置、又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

## 5 資料及びその交付方法

### (1) 交付資料

- ア 実施要綱
- イ 企画提案仕様書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～6）

### (2) 交付方法

窓口での交付、又はさいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務 企画提案の募集について】

### (3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
  - (ア) さいたま市契約規則  
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
  - (イ) さいたま市業務委託契約基準約款  
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

## 6 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「8 質問及び回答」を参照してください。

## 7 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

- (1) 提出書類  
「別表1 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」
- (2) 提出方法  
持参または郵送
- (3) 提出期限  
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (4) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を令和元年8月9日付で発送します。

## 8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、「5 資料及びその交付方法」にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和元年8月6日（火）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務

## 企画提案の募集について】

### 9 企画提案書等

#### (1) 企画提案書の内容

企画提案仕様書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている内容を含む提案書を提出してください。

#### (2) 企画提案書等の提出

##### ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

##### イ 提出方法

持参または郵送

##### ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

##### エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

#### (3) 企画提案書等の受理

ア 「13 提案者の失格」に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

#### (4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

#### (5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

### 10 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

#### (1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

15分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を5分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（VGAケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、正本1部を除き、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

## 11 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市路上喫煙禁止区域拡大啓発ツール作成業務企画審査委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

## 12 辞退届

「別表 3 様式一覧」中の「様式 1 参加意思表明書」の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出してください。

(1) 提出書類

「別表 1 様式一覧」中の「様式 4 辞退届」

(2) 提出方法

持参または郵送（事前に電話連絡をしてください。）

(3) 提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

## 13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 「4 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が「2 業務概要」で示す事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

## 14 その他

企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されるとは限りません。なお、仕様書については、企画提案仕様書及び最優秀提案者が提出した企画提案書を基に、双方協議の上で作成することとします。

別表 1 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加意思表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書表紙
様式 4	辞退届
様式 5	見積書
様式 6	委任状

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和元年7月19日(金)
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和元年7月19日(金)から令和元年8月7日(水)まで
・1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」窓口にて交付 ・さいたま市ホームページ(トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>入札・契約>プロポーザル方式)においてもダウンロード可能
参加意思表明書受付期間
令和元年7月19日(金)から令和元年8月7日(水)まで
・「様式1 参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和元年8月9日(金)付で通知予定
・郵送により通知
質問受付期間
令和元年7月19日(金)から令和元年8月2日(金)まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること ・回答は令和元年8月6日(火)までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和元年7月19日(金)から令和元年8月22日(木)まで
・提出書類については、別表1及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和元年8月28日(水)実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知(各提案者)・見積指名通知(最優秀提案者)
令和元年9月中旬に通知予定
・郵送により通知
見積合わせ・契約
令和元年9月下旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要綱本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。



別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	参加意思表明書（様式1）	1部	令和元年8月 7日（水） 午後4時
2	企画提案書（表紙は様式3、本文は任意書式） ・企業名、企業ロゴ等は正本1部のみに記載し、副本には記載しないこと。 ・本文の様式は任意とするが、A4判両面印刷20ページ以内（片面換算）。必要に応じてA3判による折込も可とするが、1枚を2ページと数える。 ・書類を綴じ込み、別表4の提案項目ごとにインデックスを付すこと。	正本1部 副本6部	令和元年8月 22日（木） 午後4時
3	見積書（様式5） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税（10%）等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・代理人をして見積をさせる場合は、委任状（様式6）を提出し、見積書には代理人の記名押印をすること ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1部	

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績及び運営体制		
(1) 類似業務の実績	・本業務と類似業務の実績を有しているか。 ※ 対象期間 平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月	10
(2) 業務の実施体制	・本業務を実施するにあたり、人員・体制は妥当か。	10
(3) 業務スケジュール	・本業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか	10
2 業務内容		
(1) 啓発活動	・本業務の目的を十分に理解し、周知・啓発の効果が期待できる提案内容となっているか。	20
(2) 広報活動	・本業務の目的を十分に理解し、周知・啓発の効果が期待できる内容となっているか。	20
(3) 啓発物の製作	・ポスター及びリーフレットは、本業務の目的を十分に理解し、周知・啓発の効果が期待できる内容となっているか。	20
	・その他の啓発物は、環境に配慮された提案であるか。	10
3 価格		
(1) 参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。	—
(2) 内訳	・内訳に無理はないか。	
合 計		100

※「3 価格」には評価点を付しませんが、最優秀提案者を特定する際に使用することがあります。